プロジェクト　金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発

項目　第 41 回保険契約専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 41 回保険契約専門委員会（2026 年 3 月 17 日開催）において、金融商品の分類及び測定に関する基準開発の進め方について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（基準開発の進め方に関する事項）

全般的な事項

2. 基準開発の進め方について、事務局の提案に同意する。

3. 金融資産の分類及び測定については、株式から生じるその他の包括利益のリサイクリングや SPPI 要件など、日本基準と IFRS 会計基準との隔たりが大きい領域が存在し、実務への影響が広範となることを懸念している。このため、国際的な整合性を尊重しつつも日本の実務との整合に十分配慮した丁寧な制度設計の検討をお願いしたい。また、これらの領域は、保険会社の事業モデルを財務数値へ適切に反映できるかに直結するものであるため、制度の趣旨と実務の橋渡しとなる基準の開発をお願いしたい。

4. 保険会社においては、資産は運用対象というだけではなく、保険負債の決済手段でもあるため、想定より早期に保険金支払いが発生し、保有資産を売却せざるを得ない場合、含み損が実現し、配当可能利益に影響を及ぼす可能性がある。この点、金融資産の減損に関する公開草案の減損モデルにおいて市場リスクは減損の対象外となるため、金融資産の売却の際に市場リスクに起因する想定外の損失が生じ得る状況となり、貸借対照表の情報のみではこのようなリスクを捕捉できなくなることが懸念される。このため、金融資産の分類及び測定の議論を早期に進め、情報不足を補うことが望ましいと考える。

金融商品と保険契約全般の両会計基準の開発に関するロードマップについての意見

5. 金融資産と保険負債にはリスク管理の関係からの対応関係があるため、金融商品と保険契約全般の両会計基準の開発に関するロードマップの作成を急ピッチで進めていただき

たい。また、予想信用損失モデルの導入から保険契約の会計基準の開発までの過渡的な期間を可能な限り短くすることが財務諸表利用者にとって望ましいと考える。

6. その他の包括利益を通じて公正価値で評価する金融資産という分類が設定される場合には、保険負債の評価との整合性が不可欠であるため、金融商品と保険契約全般に関する両会計基準の開発を一定程度並行して進めるとする事務局提案に同意する。また、金融資産の分類及び測定は幅広い業種に影響するため、会計上のミスマッチは主に保険負債側で対応するのが望ましいと考える。この点、保険契約の検討に時間を要することも踏まえ、両会計基準を同時並行で検討できるロードマップを作成していただきたい。

7. 保険会社の財務報告においては、金融資産の測定及び保険負債の評価は一体として意味を持つと理解している。また、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）及び IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）は並行して検討された経緯がある。この点、金融資産の分類及び測定の見直しが先行した場合には、会計上のミスマッチが拡大し、過渡期の実務負担が増大することを懸念している。このため、ロードマップに基づいて金融商品と保険契約の並行審議を進める又は適切な経過措置を設けることにより、会計上のミスマッチ及び過渡期の負担の最小化をお願いしたい。

8. 保険負債の評価がロックインのままで金融資産がすべて時価評価される場合、保険会社の財務の状況を示すにはミスリーディングな開示となると考える。この点、IFRS 会計基準においては、IFRS 第 17 号が発効するまで IFRS 第 9 号の保険会社への適用を延期した経緯があるが、この措置は、IFRS 第 17 号の発効時期が想定できたため採用できたものであると考えられる。仮に IFRS 会計基準のように適用時期を揃えるのが難しいのであれば、金融商品及び保険契約の会計基準の開発を同時並行で進めていただきたい。

9. 減損プロジェクトに関しては、実務において既に公開草案を前提とした導入準備が進展している。この点、金融商品の分類及び測定の見直しの議論により減損プロジェクトの不確実性を高めることが懸念されるため、プロジェクトのマイルストーン及びロードマップを明確化し、不確実性を高めないように検討を進めていただきたい。

その他

10. 株式について、フェーズ 2 の対象として慎重に対応するとしている背景を確認したい。この点、非上場株式の時価評価が理由であるならば、投資家にとって非上場株式の時価は情報価値が高く、適時に理解したい項目であるため、議論を避けない方がよいと考える。

11. 金融資産の減損に関する会計基準等の適用と同時に金融商品の分類及び測定の基準の早期適用を行いたいという意見に関し、金融商品の分類及び測定の見直しに着手することにより、既に公開草案が示されている金融資産の減損に関する会計基準等の内容が将来的に見直しの対象となる可能性があるのか確認したい。

以　上